

特定建築物の設計，施工に関する衛生上の配慮事項書

1 空気調和設備

項目	No.	審査〔基準値等〕項目	設計値・配慮等について記載項目 (具体的な数値，丸印を記入のこと)
外気取入	1	外気導入量〔基準値：25m ³ /h・人以上〕	m ³ /h・人(計算書を添付)
	2	排気口や汚染源から十分に離して設置 〔地上からの高さ及び汚染源からの距離：10m以上〕	地上からの高さ等からの距離 m
	3	隣接ビル給排気口との相互関係〔影響を受けないこと〕	影響を受ける・受けない
	4	駐車場からの逆流防止対策〔駐車場系統と居室系統は分離〕	対策の有・無
	5	自走式駐車場からの汚染防止対策〔空気が居室に流入しない構造〕	対策の有・無
	6	給排気ダクトの設置〔給気ダクトと排気ダクトは別シャフトに設置〕	別シャフトにする・しない
	7	縦シャフトの外気導入量確保対策〔外気取入口に押込みファンを設置〕	対策の有・無
	8	個別方式の空気調和機による場合の外気導入量確保対策	対策の有・無
備 空気調和機及び関連設	9	加湿装置，排水受け，送風機，排風機等の点検，清掃が容易な構造，点検スペースの確保	点検・清掃が容易な構造・スペースの有・無
	10	差圧計又は静圧測定孔〔エアフィルタの目詰まりを監視する静圧計等を設置〕	図面に位置等を明示すること
	11	風量測定孔〔有効な位置に設置〕	
	12	温湿度検出器〔温湿度が適正に把握できる位置に設置〕	
	13	風道(エアダクト)(系統ごとに点検口を設置)	
	14	吹出口・吸込口〔室内空気環境が均一となるようその位置等を考慮〕	
置 空気清浄装	15	室内浮遊粉じん濃度〔0.05～0.1mg/m ³ を室内浮遊粉じん設定濃度として計算〕	mg/m ³ (計算書を添付)
	16	点検，清掃，補修が容易な構造	点検等が容易な構造の有・無
	17	喫煙対策〔受動喫煙を防止するために喫煙室を設けるなど必要な措置を講ずること〕	対策の有・無
加湿装置	18	加湿装置の能力〔基準値内に維持できる性能を有すること〕	% (計算書・空気線図を添付)
	19	加湿装置の設置場所，噴霧方向，噴霧スペース〔加湿装置は熱交換コイル下流への設置し，蒸気・水の噴霧方向は空調気流と対向方向とし，かつ十分な噴霧スペースを確保すること〕	図面に位置等を明示すること
	20	使用水の水质〔水道法水质基準適合の水を使用すること〕	使用水の種類()
全熱交換器	21	利用する排気〔熱回収に利用する排気は，居室系統の排気とすること〕	利用する排気()
	22	排気混入防止対策〔回転型全熱交換器は排気混入防止装置を設置〕	排気混入防止装置の有・無
	23	点検，清掃，補修が容易な構造(回転等・静止型)及び設置場所	図面に位置等を明示すること
	24	送風機の設置位置を考慮	
	25	回転型は差圧計又は静圧測定孔を設置	
	26	フィルタの設置場所〔給気・排気の上流側へエアフィルタを設置〕	
	27	熱交換を必要としない中間期等における対策〔バイパスダクトを設置〕	バイパスダクトの設置の有・無
冷却塔等	28	冷却塔の設置場所〔外気取入口や他の建築物等への影響を考慮して設置〕	図面に位置等を明示すること
	29	冷却塔の構造〔レジオネラ症防止対策として，点検，清掃，消毒，冷却水の入れ替えが容易な構造及び冷却水の飛散を抑えた構造等とすること〕	対策の有・無
	30	水道法水质基準適合の水を使用	使用水の種類()
VAV等	31	VAV方式・二酸化炭素濃度による自動制御〔必要外気量が確保できること〕	対策の有・無
	32	最小風量時の室内負圧対策	
	33	二酸化炭素センサーは空調系統別に有効な位置に設置	図面に位置等を明示すること

2 飲料水設備

項目	No.	審査〔基準値等〕項目	設計値・配慮等について記載項目 (具体的な数値, 丸印を記入のこと)
貯水槽	34	貯水槽の容量(1日使用水量の割合) 〔受水槽は1日使用水量の40~60%, 高置水槽は1日使用水量の10%〕	受水槽 % 高置水槽 % (貯水槽容量算定計算書を添付)
	35	貯水槽の設置場所〔点検, 清掃等が容易で衛生的な場所へ設置。〕	図面に位置等を明示すること
	36	点検スペース〔十分なスペースを確保(周囲・底60cm以上, 上部100cm以上)〕	
	37	貯水槽室の付帯設備〔換気・照明設備・床面の排水に支障のない構造〕	
	38	清掃時の考慮〔給水に支障なく清掃が行えるよう, 2槽式, 底部の勾配, 吸込みピットを設置し, 完全に水抜きができる構造〕	
	39	マンホールの大きさ等〔直径60cm以上, 防水・鍵付き・衛生上有効に立上げ(10cm以上), 屋外設置でFRP製であれば二重ふたとする〕	
	40	槽上部及びふたの勾配〔汚水等の滞留を防止するため適当な勾配をとる〕	
	41	オーバーフロー管の口径等〔給水管の1.4倍とし, 吐水口空間を確保, オーバーフロー管と水抜き管の分離, 排水口空間の確保(管径の約2倍以上, ただし, 貯水槽などの場合, 最小150mm以上)〕	
	42	汚染防止の措置〔貯水槽上部には排水管等汚染のおそれのある設備を設けない, 貯水槽内部には飲料水以外の配管設備を設けない〕	
	43	防虫網〔オーバーフロー管・通気管の開口部には耐食性防虫網(12メッシュ)を設置〕	
貯湯槽	44	中央式給湯設備〔点検, 清掃等が容易な場所へ設置, 点検, 消毒, 排水が容易な構造とすること, 槽内や配管内の湯の温度を均一にする循環ポンプや定流量弁等の設置, 給湯温度計及び返湯温度計を設置, 槽内60以上, 末端給湯栓55以上確保できる加熱装置, 膨張管の単独配管とすること〕	
給水(湯)管等	45	配管スペース〔点検, 補修等が容易な配管スペースの確保〕	図面に位置等を明示すること
	46	クロスコネクションの禁止〔飲用系以外の配管・設備とは直接連結させない〕	
	47	給水管の材質〔水質に影響を与えない材質, 給湯管は耐熱・対塩素剤の材質〕	
	48	給水管の識別〔他配管と識別できる措置(色分け, 文字記入, 色バンド)〕	
	49	給水管の汚染防止〔雑排水槽等の内部や直下に給水管を貫通(埋設)させない〕	
	50	直結給水栓の設置〔適当な場所に設けること〕	
直結増圧	51	設置場所〔点検, 補修等が容易で衛生的な場所へ設置〕	図面に位置等を明示すること
	52	機器の接続 〔「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合した給水用具を接続〕	
飲用井戸	53	設置場所〔汚染のおそれ設備等から十分な距離を確保して設置〕	図面に位置等を明示すること
	54	汚染防止の構造〔周囲に柵等を設けるとともに, 汚水等の流入による外部からの汚染を防止できる構造〕	
	55	消毒設備〔残留塩素を保持するため, 貯水槽以前に塩素消毒設備(連続注入装置)等を設置〕	
給水開始前の措置	56	給水開始前に末端給水栓において水質検査を実施し, 水質基準に適合していることを確認〔検査成績を届出書に添付すること。〕	添付の有・無
	57	給水開始前に貯水槽の清掃・消毒を実施〔貯水槽の清掃の記録を届出書に添付すること。〕	添付の有・無
	58	給水開始前に高周波等により給水管洗浄を実施〔給水管洗浄の記録を届出書に添付すること。〕	添付の有・無

3 雑用水設備

項目	No.	審査〔基準値等〕項目	設計値・配慮等について記載項目 (具体的な数値, 丸印を記入のこと)
使用基準	59	使用基準〔雑用水の原水を考慮して, 水洗便所(便器洗浄用水), 散水, 修景用水, 清掃の用及びこれらに類する用途で使用すること。ただし, 用途に応じた水質を確保すること。〕	雑用水の原水 水洗便所用 () 散水等 () 清掃 ()
	60	設置場所等 〔点検, 清掃が容易な設置場所及び構造, ろ過・塩素消毒設備の設置〕	図面に位置等を明示すること
61	補給水の確保〔飲用系に逆流しない構造〕		
62	誤飲防止対策〔安全な構造または非飲用の表示等, 他配管との識別〕		
63	検水栓の設置〔雑用水の給水管には, 水質を検査するための水栓を末端に設置〕		
64	便器〔手洗い付き洗浄タンクの禁止, 洗浄装置付便座には飲用水使用〕		
設水景施	65	雨水利用施設〔集水場所は原則, 屋根及び屋上, 初期雨水の排除設備, スクリーン, 沈砂槽, 塩素消毒設備, ろ過装置, 余剰雨水の排水設備の設置〕	対策の有・無
	66	エアロゾル飛散防止〔循環式でエアロゾル(飛沫)の発生や建築物の利用者が接触する場合には塩素消毒・ろ過設備を設置〕	
	67	貯水部分の構造〔水景用水の貯水部分には, 排水設備を設置〕	

4 排水設備

項目	No.	審査〔基準値等〕項目	設計値・配慮等について記載項目 (具体的な数値, 丸印を記入のこと)
排水槽等	68	排水槽等の分離〔汚水槽, 雑排水槽, 湧水槽は分離した槽とすること〕	対策の有・無
	69	衛生上支障のない構造〔吸込みビット, 勾配, R取り(ハンチ), 防臭型マンホール(直径 60cm), マンホール設置数(2か所以上), タラップ, 多目的フック, 通気管防虫網等を設置〕	
	70	排水調整槽や負荷の高い排水槽の悪臭・腐敗防止対策〔ばっ気・攪拌併設装置の設置〕	
ポンプ	71	排水ポンプ〔交互運転や修理等が容易に行えるよう複数のポンプを設置, 水位制御装置, タイマーを設置, 排水ポンプ室の換気及び照明設備〕	図面に位置等を明示すること
排水管等	72	管材質・勾配〔適正な管材質, 適切な管径及び勾配を有すること〕	図面に位置等を明示すること
	73	点検口, 掃除口〔排水管は, 掃除口を設ける等, 保守点検が容易に行える構造〕	
	74	排水口空間の確保〔機器等からの排水は間接排水とし, 排水口空間を確保〕	
	75	雨水排水立て管〔汚水排水管, 通気管等との兼用, 連結禁止〕	
トラップ	76	排水トラップ〔排水系統に直結する器具にはトラップを設置, 掃除等が容易にでき, 臭気, 害虫の移動を阻止できる構造, 自掃作用を有する構造, 二重トラップの禁止〕	図面に位置等を明示すること
通気管	77	通気管〔適正に設置(排水トラップの破封防止, 直接外気開放等, 防虫網), 汚水等の流入により通気が妨げられない構造〕	図面に位置等を明示すること
阻集器	78	阻集器〔点検, 掃除が容易な場所へ設置(油脂, 厨芥, ガソリン, 土砂等), 有効に分離でき, かつ清掃が容易な構造(厨房は3槽式以上)〕	図面に位置等を明示すること
ます排水	79	排水ます〔排水ますは点検, 清掃が容易な構造(インバートを設置)〕	図面に位置等を明示すること

5 清掃，廃棄物・再利用保管場所

項目	No.	審査〔基準値等〕項目	設計値・配慮等について記載項目 (具体的な数値，丸印を記入のこと)
清掃	80	清掃〔清掃従事者専用の休憩室，更衣室を設置，専用の清掃用資材倉庫を設置，作業用の給水・排水，電気設備を設置，窓ガラス清掃用の設備を設置〕	図面に位置等を明示すること
廃棄物・再利用保管場所	81	廃棄物・再利用物保管場所〔収集・搬出が容易で周囲に影響を与えない場所への設置，衛生上支障のない構造（密閉区画，不燃性材質，不浸透材質，分別保管，勾配，側溝，天井高（車両の搬出等を考慮），防虫・防そ等），換気，照明，給水・排水設備，冷蔵・冷房設備，重量計等を設置〕	図面に位置等を明示すること

6 防虫・防そ構造

項目	No.	審査〔基準値等〕項目	設計値・配慮等について記載項目 (具体的な数値，丸印を記入のこと)
防そ 防虫	82	防虫構造〔窓，通風口，出入口，排水設備等の建築物内部に衛生害虫が侵入しないような構造〕	対策の有・無
	83	防そ構造〔配管等の貫通部分，ドア等出入口，排気口，排水口等の建築物内部にねずみが進入しないような構造〕	対策の有・無

7 化学物質（ホルムアルデヒド等）対策

項目	No.	審査〔基準値等〕項目	設計値・配慮等について記載項目 (具体的な数値，丸印を記入のこと)
化学物質	84	設計時における建築材料等の選定〔室内空気中のホルムアルデヒド濃度が指針値以下になるような建築材料の選定〕	対策の有・無
	85	施工時における化学物質の放散対策〔換気による室内ホルムアルデヒド濃度の低減を図ること〕	対策の有・無
	86	竣工引渡し時におけるホルムアルデヒド，トルエン，キシレン，エチルベンゼン，スチレンの濃度が厚生労働省の指針値以下であることを確認すること〔検査成績を届出書に添付すること。〕	対策の有・無 (検査成績書を届出書に添付)

8 その他の審査事項

項目	No.	審査〔基準値等〕項目	設計値・配慮等について記載項目 (具体的な数値，丸印を記入のこと)
建築構造等	87	断熱構造〔建築物の構造は結露が生じない断熱構造，結露受けを設置〕	対策の有・無
	88	天井内構造〔天井内は，保守点検を行う作業者が十分支えられるような補強を行うこと〕	対策の有・無
	89	送風機室等〔換気のためのガラリの設置，耐食性の金網の設置〕	図面に位置等を明示すること
管理人室等	90	専用室の設置〔維持管理のうえで必要な専用の管理人室を設置〕	図面に位置等を明示すること
	91	管理用資材置場の設置〔管理用資材置き場を確保すること〕	図面に位置等を明示すること
	92	管理用図書〔維持管理に必要な図面，計算書，運転マニュアル，カタログ，メーカーリスト等の管理用図書を整備すること〕	整備の有・無